

青森県公安委員会告示第四十七号

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条の表の六の項の上欄の規定による青森県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、令和八年十月一日から施行する。

令和八年四月一日

青森県公安委員会委員長 横町 俊明

路線名	区間
国道四号	青森県の全域
国道七号	青森県の全域
国道四五号	青森県の全域
国道一〇四号	青森県の全域
国道二七九号	青森県の全域
国道三三八号	青森県の全域
国道三四〇号	青森県の全域
県道弘前岳鱒ヶ沢線	全域

県道浪岡藤崎線	県道弘前田舎館黒石線	県道石川百田線	県道久栗坂造道線	県道後平馬屋尻線	県道妙売市線	県道鶴ヶ坂千刈線	県道福山五所川原線
全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域